

桜新町 街づくり協議会ニュース 第15号

平成26年1月 発行
発行：桜新町街づくり協議会

区民街づくり協定の登録に向けて

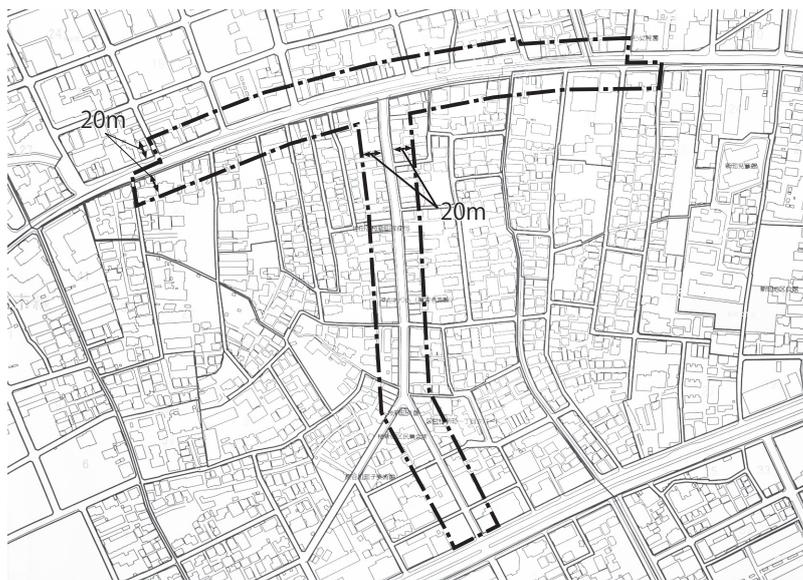
平成25年11月25日に開催した桜新町街づくり協議会での意見を受けて、これまで続けてきた「ショッピングプロムナード整備事業に伴う桜新町に於ける街づくりに関する取り決め」（以下「取り決め」といいます）を地域に周知していくために、「桜新町街づくり協定」として区に登録することとしました。

登録にあたって、商店街活動に特化した部分を削除し街づくりとしての項目に絞るとともに、主体は街づくり協議会が担うこととしました。

また、運営委員会の位置付けなど、11月25日の協議会で出された意見をもとに、最終案を作成しました。（次ページをご覧ください）

●前回からの主な修正のポイント

- ① 運営委員会の選定方法と任期を明記しました（組織・運営 第2条）
- ② 風俗店など、当地区にふさわしくない業種の例を追加しました（協定の内容 第2条）
- ③ 前文の経緯にある年次を再度確認し修正しました



街づくり協定の範囲

◆次回街づくり協議会

日時：平成26年2月7日（金）

午後7時30分～8時30分

場所：桜新町商店街事務所 2階会議室

・「桜新町街づくり協定（案）」の確定 他
ふるってご参加ください！！



だれにでも使いやすく安全なまちに

協定の最終案

桜新町街づくり協定案

趣旨

桜新町商店街は世田谷の良好な環境の中で長きにわたって先人達が築き上げてきた魅力ある商店街である。

平成元年にショッピングプロムナード整備事業基本構想が策定されたのを受け、平成3年に「ショッピングプロムナード整備事業に伴う桜新町に於ける街づくりに関する取り決め（以下「取り決め」という）」を制定し、来街者にとって安全で魅力ある商店街の形成に努めてきた。

平成20年には、「桜新町商店街振興プラン」を策定し、桜新町商店街が目指す将来イメージとそのための行動理念を示した。また、平成21年には、桜新町街づくり協議会を設立し、街づくりの手法を導入した街並み整備の検討を開始した。

桜新町商店街の環境を維持し将来にわたって魅力と活力ある環境を形成するためには、現在の桜新町の魅力をつくってきた基板であるこれまでの「取り決め」の思いを継続し、ひとりでも多くの関係者に街づくりの趣旨を理解してもらうことが必要である。

しかし「取り決め」の制定から二十数年が経過し、この「取り決め」が十分に周知されないために内容が守られないことも増えてきた。

そこで、より良好な街並み環境を形成することを目指すため「取り決め」を継承するとともに、新たな街づくりに向けて「桜新町街づくり協定」を制定し、区民街づくり協定として世田谷区に登録することとした。

基本方針

街づくりを円滑に推進するため以下のとおり基本方針を定め実行する。

- ①地域社会・住民の生活に密着した商店街として、地域住民とともに、安全・安心で快適なふれあい広場的な暖かい街づくりを目指します。
- ②桜新町という町名にふさわしい光と花と緑のあふれた、語らいのある憩いの場であり、誰もが感じる懐かしさとぬくもり、そして思いやりを感じる街づくりを目指します。
- ③この街にかかわる一人ひとりが率先して環境の美化に努めます。
- ④このぬくもりと落ち着きがある桜新町商店街を次の世代に引き継ぎます。
- ⑤「桜新町街づくり協定」を遵守しつつ、今後もより魅力ある街づくりに向けて継続して検討を進めます。

組織・運営

第1条

桜新町街づくり協議会は協定を実効あるものとするため、新たな街づくりのための推進組織として運営委員会を設置し、事務局を桜新町商店街振興組合におく。

第2条

運営委員会は桜新町街づくり協議会役員および、協議会員の中から年度最初の協議会で互選により選任された地域メンバーで構成する。

- 2 運営委員は過半数を対象範囲の地権者とする。
- 3 運営委員の任期は1年間とし、再選を妨げない。

桜新町街づくり協定案

第3条

運営委員会（以下甲という）は、協定の内容を遵守したこの街にふさわしい街づくりのため、街づくり協定を定めた範囲の権利者及び桜新町商店街振興組合の定款に定めた地区内の組合員・賛助会員・新規立地者（以下乙という）の窓口となり、建築、新規出店計画等についての相談・協議・決定を行う。

協定の内容

第1条

乙がサザエさん通り及び旧玉川通りに面して新築、増改築および改装する時は下記事項を厳守すること。

- (1) 甲に申し出て、事前調整協議をおこなうこと。
- (2) 建物の1階部分は道路境界線より1 m以上壁面後退すること。
- (3) 建物の1階部分は店舗とし、商店街にふさわしい業種とすること。

第2条

新規出店者および関係人（貸主等を含む）は事前に甲に連絡し、桜新町に相ふさわしい街づくり及び商店街活動に協力すること。

風俗店、呼び込みなどで店外にスピーカーで大音量を発生するもの、閉鎖的で外から業種が分かりにくいもの、深夜まで営業する遊興施設等、当地区にふさわしくない業態は避けること。

反社会的勢力による出店はこれを認めない。

第3条

良好な環境を維持するために、乙は下記事項を厳守する。

- (1) 商品・袖看板・置き看板・ワゴン・ショーケース・自動販売機等は自店の敷地内に設置し、決して道路等に設置しないこと。
- (2) シャッターのシースルー化やシャッターのデザインを工夫するなどして、閉店後も街のにぎわいに寄与すること。
- (3) 乙は店前の歩道及び車道の清掃を毎日行うこと。

第4条

高齢者、障害者、車いすの利用者、子ども連れなど、誰もが使いやすいように入口の幅や通路幅の確保、段差の解消等を行うこと。

第5条

本協定書は桜新町街づくり協議会において半数以上の賛成を持って改定することができる。

第6条

本協定書に定めなき事項については、各関係者は誠意を持って善処する。

第15回 桜新町街づくり協議会 議事概要

日時 平成25年11月25日(月)

午後7時30分～8時30分

場所 桜新町商店街振興組合事務所

出席者 協議会9名 区2名 街づくり専門家1名

1 協議会からの報告

- ① 平成24年度活動報告
- ② 平成24年度会計報告
- ③ 平成25年度活動計画
- ④ 平成25年度予算計画
- ⑤ 平成25年度役員の確認

・以上について、事務局案が承認された。

2 前回の協議会からの検討経過について

・坂口会長より説明があった。

3 区民街づくり協定の届け出について

- ・街づくり専門家から桜新町街づくり協定案の説明
- ・周知徹底を図るため「区民街づくり協定」として区に登録する旨説明
- ・以下質疑応答、意見交換

<申し出のタイミング>

・第5条(修正後 協定の内容第2条)はどのくらいのタイミングで申し出なのか。

⇒時期については把握することは難しいが、空き店舗をいつも意識していて、不動産屋さん等からの情報を得ることが必要。

<桜新町にふさわしくない業種とは>

・業種の善し悪しの判断は誰がするのか。

⇒業種については分野を絞って記入する必要がある。

・風俗に類するものは排除したい。

・遊興施設、深夜営業などは？

・細則が必要ではないか。

・反社会的勢力に対する制限を入れておいた方がよい。

<運営委員について>

・協定書の改訂など、決定の仕方はどうなるのか。

・テナントと地権者が同じ1票でよいのか。

⇒協議会は名簿があり、今回の対象地区周辺の関係者であれば申し出によりメンバーになれる。協議会メンバーと運営委員は違う。

⇒運営委員は例えば「過半は地権者であること」といった制約を入れることも可能。

・運営委員の構成は、どんなメンバーでやるのか。

⇒最初は、役員である坂口会長、小林副会長、会計の篠原氏、菅沼氏の4名体制で始めると考えている。

・町会やPTAは入らないか。

・新たな組織としての運営委員会を設置するのは良いこと。「まちづくり」なのだから、より多くの人の協力が必要である。

⇒協議会から募っても良いが出店者や建築主と調整をしなければならず、責任もあるので実質的にはなりにくいのではないか。

・運営委員についても細則を決める必要がある。

<周知について>

・この協定を商店側に周知するため、どう働きかけるかが大切。

・「協定があることを知らなかった」では、今までと同じことの繰り返しになる。

・商店街のホームページにも掲載して、できるだけ知らせることが必要。

・運営委員に早めに情報が集まるようにする必要がある。

